



VOL.116

トクちゃん新聞

4月号

春の城崎へ
行ってきました！



平成29年4月10日 発行

徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:<http://www.ft-tax.com/>mail:info@ft-tax.com

◆税務調査の春

担当: 徳野



通常3年～5年周期と言われてますが、弊社お客様については6年～8年周期くらいに伸びているような感覚があります。弊社が関与しているからなのでは??と秘かに思っています。そんな中、とうとう来た!というところや、新設法人の3年目4年目で来た!というお客様が年始からちょこちょこあります。



普段のお付き合いの中で「〇〇の資料 作っておいてくださいね」と弊社からお願いしているものについては、その都度作って整理しておかれることを強くお勧めいたします。資料があるとスツと終わる話も、資料がないがためにズルズルと話が長引くなんてことはつまらないのです。



ちなみに、税務署にも「年度」があり、「縮」や「ノルマ」もあります。年度は7月～翌年6月まで。年度内にこなすべき調査件数のノルマもあるので、年度末の6月に来る調査は件数狙いで来ている場合もあり、サラッと終わることもあるようです。

一番の調査対策はふだんの処理の積み重ねです。なんでも、その都度お願い致します!

◆非上場株の評価方法が改正されます。

担当: 北岡



平成29年度税制改正のうち中小企業のほとんどが該当する取引相場のない株式(いわゆる「非上場株式」)の評価方法における改正について以下の2点をお知らせいたします。

- ①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均額を加える
→現行は1年でしたので評価対象期間が広がり、
上場企業株価の急激な変動の影響が抑えられ有利になります。
- ②比較する、配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重が1:1:1になる
→現行は、1:3:1ですので、利益が出ている会社は有利になります。
逆に利益圧縮による株式評価額の引下げ効果は改正前より薄まります。



本改正は平成29年1月1日以降に発生した相続や贈与などが対象となります。御社の状況により有利不利があらうかと思いますが事業承継などをお考えの方は一度担当者までご相談ください。

◆[書籍紹介] ゼロ秒思考

担当: 廣島



《あなたに読んでほしい》

- ・スピード感を持って仕事をしたい。
- ・いろんなことが頭に浮かんで、目の前のことに集中できない。
- ・物事をもっと深く考えたい。

《考えるためのヒント・メモ書きの効能》

著者が思考を整理するために行っているメモ書きの紹介がされています。内容はA4用紙に1分という制限時間と決められた書式でメモ書きをすることだけなのですが、そのメモ書きについて226頁に渡って説明されているので、理解しやすく取り掛かりやすいです。メモ書きをやってみると、頭の中が整理される実感がありましたのでぜひ一読後、お試下さい。

《おすすめポイント》

- ・この書籍は電子書籍があり、Kindleでも購入可能です。
- ・著者にメールすることで相談・フィードバックをしてくださるそうです。

書籍名: ゼロ秒思考

発行所: ダイヤモンド社 著者: 赤羽雄二



◆ 税務スケジュール(4月)

担当: 北川



申告・納税関係		その他
10日(月)	・3月分の源泉所得税・住民税の納付	○扶養控除申告書の内容確認
20日(木)	・申告所得税の振替納税日	※扶養親族の就職等で給与計算に変更が生じる場合がございます。ご注意ください。
25日(火)	・個人消費税の振替納税日	
5/1日(月)	・法人税・消費税の確定申告・納税<2月決算>	○社会保険料納付(3月分)
	・法人税・消費税の予定申告・納税<8月決算>	※3月分保険料より保険料率が変わります。ご注意ください(右図)
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告<5月・8月・11月>	

健康保険料の保険料率が改定されます

平成29年3月(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.07%	10.13%
介護保険料率	1.58%	1.65%

雇用保険料率・拠出金率が改定されます

平成29年4月1日より	現行	改定後
雇用保険料率(一般事業所)	4.0/1000	3.0/1000
子ども・子育て拠出金率	2.0/1000	2.3/1000

◆ 使っていない科目名称等を整理しましょう(弥生会計)

担当: 岡村



長い間、弥生会計データを使用していると、使わなくなった科目名称や部門名称、辞書が結構残っております。決算が終了したタイミングで一度見直しをしてみるのも良いですね。

■ 各種辞書

「仕訳辞書」「伝票辞書」「摘要辞書」については、「設定」→「取引辞書」より辞書を選択して削除したい取引名や摘要を選択して「削除」ボタンで削除できます。

■ 勘定科目・補助科目名称

「設定」→「科目設定」より不要になった科目や補助科目を削除できます。また、表示順の変更も可能です。ただし、残高が残っていたり仕訳に使っている科目・補助科目の削除はできません。

※当期データで名称を削除・変更しても、一度前年度に戻ってから「次年度更新」を行うと、削除・変更前の状態に戻ってしまいます。その場合は、「年度切替」で当期データに戻るようにしてください。

■ 部門名称

「設定」→「部門設定」より不要になった部門名称を削除できます。

ただし、科目名称同様、残高が残っていたり、仕訳に使っている部門名称は削除できません。

部門の場合、残高をゼロにするのは「次年度更新」のタイミングしかありません。

次年度更新するときに「各部門の残高を事業所残高に反映する」にチェックを入れて、各部門ごとの残高をゼロにしてください。



◆ 領収書の提出がより便利に

担当: 信貴



平成25年から始まった「教育資金一括贈与」、まだ覚えていらっしゃるでしょうか。

直系の子や孫に1,500万円まで教育資金として贈与しても贈与税がかからないというもので、始まった当時はかなり話題になりましたね。

私も「おばあちゃん、私に贈与してくれてもいいのよ」「そんなお金はないよ(´ω`)」「知ってる～!(*´▽`*)」と祖母と冗談を言い合ったことを覚えています。



さて、この贈与してもらったお金を使うには**教育費として使ったよ、という領収書**が必要で、資金を預けている金融機関に提出する義務があります。けっこう手間がかかりますよね。

しかし29年度の税制改正で、**今年の6月1日以降に提出する領収書から**提出方法の選択肢が増える予定です！まだ詳細は分かりませんが、紙以外の提出方法が採用されるようです。

金融機関ごとに対応が異なりますので、ご関心をお持ちの方は教育資金を預けている銀行などにあらかじめお問い合わせ下さいませ。



◆ スタッフより

担当: 徳野久美



毎年、母二人と家族で春旅行に出かけます。今年は城崎温泉に行ってきました。

例年、旅行に行く際には行程表を作って観光地の状況もある程度把握した上で出かけるのですが、今年はなぜかお宿と1日目のお昼ご飯のみしか決めずに出発してしまいました。

やはり、**下調べは重要ですね**。特に予定を決めていなかった為、お宿についてお昼寝をしてしまったり、行った観光地が山の斜面をかなり登るのでやめてしまったり、、、とかなり行き当たりばったりの旅になってしまいました。

反省です。



それでも、今年も元気で母達と旅行ができた事はとても嬉しい事でした。

さて、来年はどこに行きましようか？次はしっかり下調べをして皆に楽しんでもらえる旅行を企画するぞ！

◆ クイズ

担当: 小笠原



Q.1 不動産の取得に係る税金で国に納めるものは？

①固定資産税 ②不動産取得税 ③登録免許税

Q.2 自動車の取得に係る税金で国に納めるものは？

①自動車税 ②自動車重量税 ③自動車取得税



答え: Q.1 ③ Q.2 ②

※納付先を分類すると以下のようになります。

<国税>

登録免許税、自動車重量税

<地方税>

(都道府県)不動産取得税、自動車税、自動車取得税

(市区町村)固定資産税